

INDAS Working Papers No. 16
March 2016

植民地体制形成期の管区都市と政治 (3)

ーボンベイ住民の請願運動ー

A Presidency Town and Politics during the Early Colonial Period (3)

: A Petition Movement of Indian Inhabitants of Bombay

長尾 明日香

Asuka Nagao

植民地体制形成期の管区都市と政治 (3)

ーボンベイ住民の請願運動ー*

長尾 明日香**

A Presidency Town and Politics during the Early Colonial Period (3)

: A Petition Movement of Indian Inhabitants of Bombay*

Asuka Nagao**

The first large-scale petition movement of Indian inhabitants of Bombay was launched during the years when the so-called ‘judiciary and executive conflicts’ were intensified. Their addresses and petitions, which were written in forceful English, succeeded to draw some attention of the British media and her people to fallacies of statements that were circulated during the stir. The *shetia* community, that was at the center of this movement, managed to prove that they could come together to check the despotism of the Company’s Rule. However, during this period, they also had to endure various misrepresentations of both themselves and the situation in India.

* 本稿は 2015 年 10 月 10 日に開催された KINDAS 研究グループ 2 第 2 回研究会での報告に基づき、追加調査の結果を踏まえて執筆した。

** 大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター研究員

1 はじめに

1830 年 1 月下旬、その前年にインドで新聞に掲載され話題となった、当時のインド監督局議長エレンボロー卿がマルコム州知事に送った私信がイギリスの複数の新聞にほぼ一斉に掲載され、ボンベイ州政府と最高裁の対立問題はイギリス議会でも取り上げられるようになった。それから 1 年半以上が経った 1831 年 9 月、インド人の最高裁陪審員資格が議題とされたイギリス下院の審議の冒頭において、同年 1 月にボンベイ住民が最高裁司法権や東インド会社の司法に関し下院に宛て作成した請願がジョゼフ・ヒューム¹により読み上げられた。

前近代インドにおける統治階級と商人階層との関係についての研究が進められつつある。インド西部において商人コミュニティは、グジャラート地方を中心に多数存在した小君主や領主の宮廷で財政担当だけでなく様々な政治的役職に就き、また主要港の商人はムガル宮廷等にも人脈を広げた。一方スーラトの有力商人は、地域外の軍事勢力による支配が一般的ななか、自身の富や家系の社会的地位、貿易活動、宗教的価値観等を守るため、政治的支配者と「服従 (deference)」を基調としながらも「交渉的性質」をもつ「保護的關係」を結んできた D・ハインズはいう。その「保護的關係」において商人は政治的支配者に対し、彼がクライアントである臣民に対し一定の義務を負うことや、特定の統治原理を守る義務があることを暗に主張し、さらにその関係維持のため、統治者が評価する内容を柔軟に盛り込んだ「儀礼」を行った。有力商人は統治者とこのような関係を結ぶ中で、統治者に対し用いる言葉とコミュニティ内で用いる言葉を使い分ける「バイリンガル」であった [Hynes 1991: 82-3]。19 世紀のイギリス統治下においてスーラトの有力者層がイギリス人行政官等に対し行った挨拶 (*manapatra*) の贈呈や都市自治体制度への協力も、このような政治的支配者層と商人との間の「保護的關係」の伝統の中で理解されるべきものとハインズは主張する。

1828 年にボンベイ最高裁に対する州政府の攻撃が激化し、さらにイギリスが期待した対応を取らないことに憤った一部のボンベイ住民は、ボンベイでも長年行われていた「謝辞」や「挨拶」の伝統を利用し、州政府に対する実質的な抗議運動や、イギリス王室や議会に対する請願運動を行った。イギリス人に受け入れられやすい丁寧な英文を執筆してきた経験や、豪商間の日常的な社会的交流、さらにイギリスで下院議員をしていた大商人チャールズ・フォーブスやその家族との人脈を生かした請願活動は、1833 年特許状改定直前のイギリス政界においてある程度尊重されたが、その過程で請願者はイギリス政界のインドに関する情報・理解の欠如や、政治的目的のためインドの現状やインド人に関し不正確な情報が流され、また曲解が繰り返される状況に苦しんだ。

このワーキングペーパーの目的は、ボンベイ州政府と最高裁との対立劇に触発され 1828 年から 31 年にかけて展開されたボンベイ住民の署名、請願活動が、その時期のイギリスのジャーナリズムや議会でどのように扱われ、またその運動の中心となったボンベイ商人層が 1833 年前後のインド統治改革でどのような影響を受けたかを明らかにすることである。

¹ Joseph Hume (b. 1777; d. 1855) . ベンガル州で 1799 年から 1808 年まで軍医として勤めた後、著名な下院議員となった。インド国民会議派創設者のひとり Allan Octavian Hume の父。

2 ボンベイにおける「謝辞」の伝統と最高裁を巡る請願運動

19世紀初頭のボンベイにおいて、イギリス人高官やインド人に好意的なイギリス人が帰国する際、その功績や尽力に感謝する謝辞や記念品等を主要なインド人住民が贈ることが慣例化していた。このような挨拶を贈る慣習はこの時期のボンベイ以外の管区都市でも一般的であったように見える。²

イギリス人との経済取引の多いボンベイにおいて英語の知識は有用であり、インド人用の英語学校が設立され始めた1810年代までに、豪商等の子息が家庭教師に学んだり、関係者が経験の中から英語を学習したりし、商業活動等の実用には困らない程度の英語能力を持つ商人や金融業者、ブローカー層がある程度形成されていたと考えられる。1833年まで貿易特権を有していた東インド会社の職員と良好な関係を築くことは商業上重要であり、英語の謝辞贈呈や記念品贈呈が頻繁に行われたほか、時には州政府や役員会に対し請願書の提出も行われた。そのような英文執筆においてイギリス人助手の活用は一般的だったと考えられるが、それは必ずしも当時のインド人商人層の英文執筆能力の欠如を意味せず、また謝辞の内容の決定や記念品の選定等のため主要住民の合意を採る作業は頻繁だったと考えられる。主要住民が協議して請願文や謝辞等をまとめる経験は、1820年代までに相当程度ボンベイ商人社会に蓄積されていたようにみえる。

1828年8月にボンベイ州政府と最高裁との間の「対立」が表面化して以降、ボンベイ住民はこの問題に関し少なくとも(1)故ウエスト主任判事に対するお悔やみと記念奨学金設立表明(1828年10月1日)、(2)州政府に対する請願(1829年4月16日)、(3)グラント判事離任に際しての謝辞の贈呈(1830年9月10日および13日)、³ (4)グラント判事の処遇を巡るイギリス王への請願(1830年12月2日)、(5)ボンベイ最高裁や州の司法に関するイギリス下院への請願(1831年1月25日)において、実質的な意見表明や、州政府に対する抗議、イギリス諸当局への請願を行った。

このような挨拶の贈呈や請願活動の多くがイギリスのチャールズ・フォーブス下院議員やボンベイのフォーブス商会支店等と連絡を取り、イギリスの政治情勢等に関し情報収集しながら行われたと考えられる。1826年から31年にかけてボンベイ富裕層は、イギリス議会立法により最高裁陪審員資格や治安判事資格を徐々に獲得し、⁴結果としてそれらの地位に付随していたボンベイ都市整備に参加する権限を獲得した。1829年12月にフォーブス議員を通じ

² 行政官等に *manapatra* を贈る慣習がどの程度、時代的、地域的に広がりがあるものかは十分解明されていないと思われるが、少なくともスーラトにおいてはムガル朝期から、住民が新任の *mutasaddi* に挨拶する慣習が存在していたことが知られている。ミトラの研究によると、スーラト港の *mutasaddi* はムガル皇帝が直接指名する役職で、配下に100名のスタッフと200名の部隊を有し、民事法廷の判事や鑄造所監督官でもあった。任期は3年ほどで商人が任命された。オヴィングトンが1689年に *mutasaddi* に就任した際にも主要商人や著名な市民から挨拶を贈られたという [Mitra 1995: 196-7, 201]。

³ 当時20代だったジャガンナート・シャンカルシェートが1830年8月30日にグラント判事送別会開催を呼びかけ、他のシェティアから協力を得たという記述もある [Vachha 1874: 87]。

⁴ 管区都市の非ヨーロッパ人の陪審員資格獲得については [Zastoupil 2010: 116-7; 'Juries in India Bill,' HCD, 20 March 1826, vol. 15 cc1-2; 'Juries in India Bill,' HCD, 7 April 1826, vol. 15, cc107-8; 'Debates in Parliament,' OH, July-Sept 1829, p. 177] 等を参照。

ボンベイ富豪層がキリスト教徒以外への大陪審員資格拡大を求める請願をイギリス下院に提出したように、⁵これらの資格付与はインド各管区都市の住民の請願に応える形で進められたが、上記のような最高裁やその判事を巡るボンベイ住民の一連の謝辞等の贈呈や請願もまたその資格付与の流れに貢献したように見える。

最高裁と州政府との対立はなぜボンベイにおいて大規模な署名、請願活動につながったのだろうか。後述のように当時イギリス議会では、最高裁のように英語で審議を行い、イギリス法という専門的な概念や用語を多用する異国の法を主に基礎とする裁判所に対し、インド人が愛着を持てるはずがないという議論が行われた。実際、英語高等教育機関の存在しない1830年代前半以前のボンベイにおいて、最高裁の審議や判決を完全に理解できるインド人はおそらくいなかったと考えられる。

しかし例えば1803年のボンベイ大火後、インド人を特定地域から追い出す州政府の区画整理案に反発した富豪層が司法的手段により抵抗しようとしたように[Warden 1861: 39]、州政府の専制を抑える機能を裁判所に期待するという側面が住民にはある程度存在した。管区都市の商人は東インド会社による軍事的保護や、関連商取引等で経済的な利益を得たが、その一方で同社による専制支配という状況から完全に自由でなかった。父親の代からボンベイ州官僚と親しい関係を築き、またパールシー・パンチャーヤトの長も務めたカルシェードジー・マーネクジーが、1803年の物資調達に関わる州政府側の契約違反に対する賠償を獲得するのに20年以上を要したことは、そのような専制の問題を端的に表すものであった[長尾 2016a: 9-10]。また第三次マラータ戦争終結(1818年)後、インド西部で同社に対抗できる軍事勢力が無くなったことは、その専制の問題を住民により実感させたと考えられる。

また当時、ボンベイ富豪層と最高裁は人脈的にも無縁でなかった。先述の請願運動の中心となったのはバマンジー・ホルマズジー⁶らワーディーアー家の豪商であったが、その背景にはバマンジー・ホルマズジーの父、ホルマズジー・バマンジー⁷とフォーブス商会との長年の提携関係があったと考えられる。ウエスト判事夫妻はボンベイ到着後の最初の半年間をチャールズ・フォーブスの親戚で、自身も中国貿易に携るジョン・スチュワート⁸の邸宅で過ごした[Drewitt 1907: 314-5]。1824年にスチュワートが帰国したのちも、ウエスト判事はフォーブスやスチュワートと頻繁に交信し、フォーブスはイギリス議会や東インド会社株主会で同判事の判決や行動への支持を表明していた。また同判事夫妻はホルマズジー・バマンジー家の結婚披露宴に招かれ[Drewitt 1907: 48-9]、また後者が1826年に亡くなった際には同判事が遺族にお悔やみの訪問を行った[Drewitt 1907: 253-4]。先述の謝辞等の場では「(今発言しなくては)公私共に道徳性などまるでもちあわせていないと言わなくてははいけなくなる」[‘Sir John Peter Grant,’ AJ, February 1831: 81]等、名誉の意識が繰り返述べられたが、重要取引相

⁵ この時の署名者がパールシー52名、ヒンドゥー40名、ムスリム5名だったという記述がある[Shethana 1924: 10]。

⁶ Sheth Bamanji Hormajji (b. 1808; d. 1862) . [Vachha 1874: 571-5] 参照。

⁷ Sheth Hormajji Bamanji (b. 1766; d. 1826) . 1812年頃からはパールシー・パンチャーヤトの長も務めた[Vachha 1874: 566-70]。

⁸ 後述のようにスチュワートは帰国後下院議員を務めた。‘Stewart, John (1784-1873)’

<<http://www.historyofparliamentonline.org/volume/1820-1832/member/stewart-john-1784-1873> (2016年2月10日参照)>

手の友人の不幸に際しての行動が、商人としての信用に関わるという意識は存在したと考えられる。

さらに当時ボンベイ最高裁は、フォーブスらの後押しで当時イギリス議会で進行していたインド人への陪審員資格付与等の改革の成果をボンベイで実際に執行する役割を果たしていた。例えば最高裁は 1828 年、インド監督局の指示のもと、インド人陪審員制度発足に向けボンベイの各主要宗教コミュニティから要望をきく作業を行った。ボンベイ住民の政治的権利獲得は、陪審員資格や治安判事資格等、ささやかなものから始まったが、それらが全て最高裁のもとに置かれていたことは、ボンベイのエリート層と最高裁を近づける要因となったと考えられる。

さらにボンベイ住民の運動を拡大させたのは、州政府と最高裁との「対立」へのイギリス諸当局の対応への不満や、グラント判事の「生命の危機」という感覚であったと考えられる。1829 年 6 月にグラント判事を飛び越えデュワーが最高裁主任判事に就任したほか、同年後半グラント判事の請願を退ける枢密院の判断がボンベイに届けられたことは、この問題に対しイギリスが州政府を罰する対応を行うと予想した人々を憤慨させた。また 1828 年 8・10 月の最高裁判事の連続死に続き、1829 年 12 月、1830 年 11 月とさらに二人の最高裁判事が死去したことで、グラント判事を心配する声はさらに高まったと考えられる。⁹結果として住民の署名、請願活動は、同判事の「助命請願」的な色彩を帯びることとなった。

3 最高裁司法権に関するイギリス議会立法の見送り

ボンベイ住民の署名、請願活動は結果的にある程度の政治的成果をあげたが、その背景にはマルコム州知事の行動に対するイギリス関係者の水面下の批判があったと考えられる。

1829 年 2 月にマルコムに送られた書簡の多くはインド統治当局が彼の行動を支持したという内容のものだったが、その後、彼の主張とは異なる情報が次第に集まり、彼の行動に対する不満が高まったと考えられる。最高裁司法権を制限するイギリス議会立法が不要であるという判断は、そのような動きの初期における現れであったようにみえる。

1828 年の人身保護令状騒動を通じ、マルコム州知事は最高裁司法権のイギリス議会法等による制限を期待していたようである。ボンベイ州知事就任直前、彼は最高裁司法権の範囲が不明確であることの害悪を訴える報告書をインド監督局に提出し、面接の場でその内容に同意を得ていたという [Malcolm 2014: 462]。1828 年 10 月 13 日に C・チャンバース判事が亡くなった直後にマルコムは滞在中のダポーリーで覚書を作成し、その中で「亡くなった判事の最近の行動は（中略）、現状の害悪を正し、将来の害悪を予防するにはシステムの改正しかないことを最も説得的に示すものである」と主張した。¹⁰実際この騒動がイギリスに伝わった直後には、最高裁司法権を制限する法案の議会提出が検討されたようである。¹¹

⁹ デュワー主任判事は 1830 年 11 月 25 日に死去し、その後、新任の最高裁判事が同年 12 月 31 日にボンベイに到着するまで一時ボンベイ最高裁は判事のいない状態となった [‘Law,’ AJ, July 1831, p. 131]。

¹⁰ Minute by J. Malcolm, 19 Oct 1828, WBP, PwJf1402.

¹¹ ‘Extract of a letter from Mr. Astell Chairman to Sir John Malcolm dated India House 21st September 1829,’ WBP, PwJf1422.

しかしその後、新法は不要であるという方向に議論は向かった。グラント判事がモロ・ラグナート関連で行った人身保護令状発行が違法であるという法解釈自体は法律家の間でほぼ異論がなく、あえて成文化化すると「疑いを呼ぶ」という観測もあったようである。J・メルヴィルは以下のような意見をマルコムに伝えている。

王室や東インド会社の法律家の意見以上のものが必要だと思うのであれば、ハイデラバード問題の際のハスティングス卿の扱いのように、あなたが考えるような法案を議会に提出し、判事の意見を得たところで廃案にすればいい。¹²

最終的にはそのような法案も提出されず、結果として関連議題に関する議場での討論や、関連法案の扱いにより、間接的にイギリス議会の意思が示される形となった。1829年10月には下院議員で法律家のG・バンクスが、やはりボンベイ州の件に関し最高裁法を成立させることは緊急の必要性に欠け、別件の最高裁手数料に関する検討において同裁判所の運営改善に関しても議会の関心を向けるべきなのではないかという見解を示した。¹³

最高裁は1773年のインド統治法とともにインドに導入されたが、その後ベンガル州政府とカルカッタ最高裁の対立にイギリス議会が介入し、立法により最高裁の権限が制限された。¹⁴ 後述のようにボンベイ州における人身保護令状騒動後のイギリス議会の対応は、州政府を管理するインド統治当局と最高裁判事の双方に対し問題再発防止を促し、結果として管区都市以外在住のインド人に対し最高裁が人身保護令状を発行することへの抑制となったと考えられる。しかしマルコムが期待した最高裁司法権の立法によるさらなる制限は最終的には行われなかった。

4 ジャーナリズムの反応

1828年10月下旬にボンベイ最高裁との「対決」に関しマルコムが送った書簡に対し、翌年2月21日、当時のインド監督局議長エレンボロー卿は彼に私信の形で返信した。その返信において同卿は、最高裁司法権の管区都市外への拡大が危険であるというマルコムの認識に同意し、彼の「確固とした毅然さ」が「判事の行動から生ずると予想された害悪の多くを予防した」と考えを述べ、さらに関連する様々な話題に触れた。その返信には以下の文言も含まれていた。

特許状を来年改定(renew)できる見込みがないわけでないので、必要とあればその際に(特許状法の最高裁に関する)表現を見直すかもしれない。¹⁵

この書簡はインドで流出し、1829年7月に個人名や役職名の多くを伏せる形で *Bengal*

¹² From J. Melville to J. Malcolm, 25 February 1829, WBP, PwJf 1426.

¹³ From G. Banks to Lord Ellenborough, 21 October 1829, EP, PRO 30/9/4/12 Part I.

¹⁴ カルカッタ最高裁設立直後のベンガル州政府との対立については [British Parliament 1782] 等参照。

¹⁵ From Lord Ellenborough to J. Malcolm (copy), 21 February 1829, WBP, PwJf1423/1.

Hurkaru に掲載され、その後ボンベイを含むインド国内各紙に掲載された。¹⁶1831 年 3 月にマルコムの後任としてボンベイ州知事に就任したクレア卿は、ボンベイで同書簡を見た人がおそらく 20 名ほどおり、その多くが写しを持っているのではないかという印象を述べた。¹⁷同書簡は 1829 年 6 月にマルコムからベンティンクに送られた 6 通分の写しや抜き書きにも含まれていた。

イギリスでは 1829 年 12 月中旬までに書簡の存在が一部の新聞で報道されたが、¹⁸議会の開会直前の 1830 年 1 月 28 日に *The Times* が同書簡の全文を掲載した後、¹⁹*Morning Chronicle*、*Morning Post*、*Evening Mail*、*Dublin Morning Register*、*The Examiner*²⁰等にほぼ一斉に掲載された。そのうち *The Examiner* は下記の表現で、政府に逆らわないことを基準にボンベイ最高裁人事を決めたと読める書簡の箇所を紹介して揶揄した。

D 卿や S 卿は二匹の飼いならされた象だから推薦する。強情な判事 J・グラント卿は野生の象だが、おとなしい二匹に引っ張られるだろうと閣下はお考えになる。この人事の目的は州知事を裁判所の上に置くことにあるそうだ。判事は象で、州知事は城に住み、それらの象に乗って統治すると。²¹

また *Liverpool Mercury* は、ボンベイ最高裁判事人事に関する箇所だけでなく、特許状改定に関する箇所を激しく批判した。

不愉快で有害な東インド会社の独占を、人々の意思を訊かずに更新しようとするなど、そこまで侮蔑的な無関心で、政府が国民を扱うなど、とても信じられないが、この信頼できる情報源によれば、東インド会社は特許状改定を約束されているようだ。だからこそ我が国の全ての町や村の人々は奮起して努力しなくてはならない。議会のテーブルをこの件に関する請願で埋め尽くし、少数の特権的独占業者の利益のために国家中の声がおろそかにされないようにしよう。²²

このように東インド会社特許状の期限を待たず早期に改定できる可能性について言及した箇所は他紙でも批判された。²³

この書簡がイギリス諸紙に伝わったタイミングは偶然、1829 年末にエレンボロー卿が東インド会社の貿易や財政等に関する検討委員会設立の動議を次回の議会に提出すると予告した

¹⁶ 'Misterious Manifesto,' *Bengal Hurkaru and Chronicle*, July 1829, in *EP*, PRO 30/9/4/12 Part I; *AJ*, March 1830, p. 141.

¹⁷ From Lord Clare to Lord Ellenborough, 31 May 1831, *EP*, PRO 30/12/21/land2, f. 92.

¹⁸ *Darizes and Wiltshire Gazette*, 17 December 1829, p. 1.

¹⁹ *The Times*, 28 January 1830, p. 2

²⁰ *Morning Chronicle*, 29 January 1830, p. 2; *Morning Post*, 29 January 1830, p. 2; *Evening Mail*, 29 January 1830, p. 2; *Dublin Morning Register*, 29 January 1830, p. 4; *The Examiner*, 31 January 1830, p. 3 他。

²¹ 'Reasons for Indian Judgeships,' *The Examiner*, 31 January 1830, p. 3.

²² *The Liverpool Mercury*, 5 February 1830, p. 2.

²³ *Carlisle Patriot*, 6 February 1830, p. 4; *Evening Mail*, 29 January 1830, p. 2 他。

直後であり、1830 年 2 月、同動議提出直前の議会で同書簡が取り上げられ、同卿は議場で集中的な批判を浴び、辞意に言及するところまで追い込まれた。しかしインドにおいても事件の真相が不明な状態で、イギリスのジャーナリズムによるそれ以上の追及は不可能であった。

5 イギリス議会による事態収拾

ボンベイ最高裁と州政府の「対立」に関する 1830 年 2 月から 3 月にかけてのイギリス議会の議論は結果的に全関係者に警告し、再発防止を図ることに重点が置かれるものとなった。その一年半以上後に提出されたボンベイ住民の請願の内容もまたそのような再発防止策の一角に組み込まれた。

1830 年 2 月 5 日にエレンボロー卿書簡が読み上げられたイギリス下院では、まず同書簡が真正であることが確認され、インド監督局議長が州知事に対し私信で、公的な問題に関し公信と異なる内容を伝えることの問題性が指摘されたほか、その書簡の内容にインドの最高裁判事の独立性を害する表現があるのではないかと批判が行われた。²⁴さらに 2 月 9 日の下院では、ウェスト夫妻と親交のあった先述のジョン・スチュワート下院議員が、インドの司法行政に関する調査委員会設立が必要であるという演説を行った。

ジョン・マルコム卿がいったい何の法を根拠にインドの法廷に介入したのかを私は知りたいのです。(中略) 政府が法廷に介入することが適切なケースは確かにあるでしょう。しかし今検討されているケースはそうではありません。²⁵

スチュワートは続いて 3 月 4 日に、真相究明を目指す「1828 年 8・9 月もしくはそれ以降に、ボンベイ州各当局とインド監督局との間で交わされた、ボンベイ州政府による最高裁への介入に関する書簡」の調査を求める動議を下院に提出した。²⁶

1780 年代にベンガル州政府とカルカッタ最高裁との対立に議会が介入したように、今回もインド統治当局とボンベイ州各当局との間で交わされた書簡を議会が調査し、真実を解明すべきだとするスチュワートの主張に、ロバート・グラントやジョセフ・ヒューム、ダニエル・オコネル、チャールズ・W・W・ウィンなどが支持演説を行った。

ウィンは「J・P・グラント卿も J・マルコム卿も、もしかしたら批判を受けるようなことはなかったのかもしれませんが」と譲歩したが、最高裁と州政府との関係や、両者の厳密な権限等を定めるため、議会が調査を行うべきだと訴えた。またインドにおける判事職に有能な人材を集めるためにも議会が最高裁を支えなくてはならないと訴え、さらに最高裁の権威を抑え込もうとする州政府の行為に対し警告を発した。

政府はその命令を強制するため通常の司法手続きに頼らざるをえません。そうでなければ暴力や剣でしか支配できなくなり、混乱と無政府状態をもたらします。それでは人々と

²⁴ 'East India Charter and Judicature – Lord Ellenborough's Letter,' HCD, 5 February 1830, vol. 22 cc124-33.

²⁵ 'East India Company's Charter,' HCD, 9 February 1830, vol. 22 cc290-2.

²⁶ 'Supreme Court of Judicature at Bombay,' HCD, 4 March 1830, vol. 22 cc1292-8.

り恩恵というよりも災いとなります。最高裁の権威を弱め、それに反対するとき、政府は負け試合を戦っていると考えます。

ウィン、州政府が最高裁の行為に対し疑問があれば本国に問い合わせなくてはならず、最高裁の令状執行に介入する権限はないと述べ、さらにエレンボロー卿書簡内の、最高裁の判事を脅迫してでも抑え込むべきだと主張しているように読める箇所について、「その原理には決して同意しません。判事の独立が、政府の法的命令を強制するための最も確実な手段だと考えるからです」と述べた。²⁷このようにウィンの演説は州政府に対し牽制を行うものであった。

この討議においてアシュレイ卿は州政府側を擁護する演説を行ったが、その声は聞き取りづらいほど小さな声だったとされ、またその内容はマルコム卿の行為を正当化するというよりも、彼の行動の短絡さを強調する内容だった。彼は「議員の先生方は、全階級が生命や財産の安全のため、その人格や機能に頼らなくてはいけない人々に対し、甚だしい暴行（gross outrage）が行われたと思ひ込んでいらっしゃるのではないかと危惧いたします」と述べ、第三次マラータ戦争直後の混乱した状況において少しずつ法治を導入することの重要性を指摘し、さらに MR 関連の人身保護令状発行後にデカンに警戒感が広がったことについて以下のように述べた。

デカンの特異な環境がジョン・マルコム卿に大きな影響を与えました。同地域の扇動的な人々のおおくは、あらゆる不満を利用します。我々のインドにおける帝国は意見（opinion）によってのみ維持されており、政府の二つの部局が対立していると思われれば、あまり人々が従わなくなることをご想像しなくてはなりません。どれほどまでに警戒感が広がったかをご説明しましょう。グジャラート王と連絡を取ったとき、最高裁が負債を帳消ししてくれるかもしれないと契約した負債の返済を拒否したのです。結果としてボンベイ州政府は王の資産の一部を仮差し押さえせざるを得ませんでした。さらに、最も有力なマラータ君主のひとりであるサタラ王は、（中略）式典のためボンベイに出てきた際に、州知事に対してどう面会したらよいかではなく、最高裁判事とどう面会したらよいか心配したのです。それだけではありません。最高裁は MR 関連の（二度目の）人身保護令状を発行する前の 1828 年 9 月 11 日、サルセット県裁判所の看守に対し人身保護令状を発行しましたが、（中略）政府は衝突を恐れて反対しませんでした。²⁸

このようにアシュレイ卿の演説は、実質的にボンベイ州知事の行動にあまり明白な根拠がなかったことを明らかにするものだった。

スチュワートの動議提出は結果的に、インド統治当局と州政府等との間で交わされる私信がイギリス議会の調査対象になりうることを強調するものとなり、またウィンの演説は、州政府と最高裁とが対立した場合、州政府に対し本国への問い合わせを義務付けることを明確

²⁷ 'Bombay Judicature,' HCD, 8 March 1830, vol. 22 cc1382-5.

²⁸ 'Supreme Court of Judicature at Bombay,' HCD, 4 March 1830, vol. 22 cc1299-300.

にするものであった。さらにアシュレイ卿により、事件の実態に関し多少の説明が行われた。

討議においては、最高裁判事に対しても州政府との対立を避けるよう、警告する内容の演説も行われた。上院ではエレンボロー卿が、書簡において最高裁の独立性を害する意図はなかったと弁明する一方、メルヴィル子爵が最高裁と州政府とのあるべき関係について強烈的な演説を行った。同子爵はまず、1770年代にベンガル州政府とカルカッタ最高裁が対立しイギリス議会が介入した結果として、両機関の上下関係が明確化されたと主張した。

インドにおける判事の独立を話すのは良いですが、真の独立ではないのです。(判事は)裁判所の権力を行使する際、国家を危機に陥れないように気を付けねばなりません。

また「インドの判事を召喚されるよう陛下に進言しようと思ったことが何度もありました」と、同卿は召喚が起こりうることを強調し、さらに判事に対し、州知事の行為に疑問があればまず秘密裏に折衝すべきで、あからさまに独立性を主張してはいけないと述べた。

我が国の判事は、インドに行ったら、独立性を示してはいけいと言わざるをえません。州知事の名声を貶めぬよう気をつけなくてははいけません。我が国で理解されているような意味で、自身で法概念を打ち立ててはいけません。州知事が間違いといったら判事は同意しなくてははいけません。判事が自身の権威を打ち立てようとしたら、その司法権の範囲がどこまでで、誰を司法権のもとに入れるべきでないのか決めるのは不可能です。紛争を本国に問い合わせるのは良いですが、判事が法廷を閉鎖したりしてはいけません。グラント判事の行動は、まったく批判されるべきものと私は考えますし、枢密院もそう考えました。(中略) もしインドにおける判事の独立が、わが国における判事の独立と同一の基礎に立っていると考える者がいれば、それは全くの間違いです。²⁹

同子爵以外の大多数の議員は、インドの判事の独立性は維持されるべきと述べたが、このような強烈的な演説は、判事らにとり警告となったと考えられる。

最終的にスチュワートが提出した真相究明の動議は 15 対 106 の大差で否決された。³⁰ イギリス議会は、この後の 1833 年特許状改定等も含め、同様の事態再発防止のため様々な施策をとったが、この人身保護令状騒動関連の出来事がイギリス議会により解明される機会は失われた。

6 ボンベイ住民の署名、請願運動とイギリスのメディア

先述のように 1828 年 8 月にウェスト判事が死去してから少なくとも 1831 年 1 月ごろまで、ボンベイでは様々な形で商人層を中心とした謝辞の贈呈や、署名、請願運動が展開されたが、

²⁹ 'East-India Company and Trade' HLD, 9 February 1830, vol. 22, cc259-62.

³⁰ 'Bombay Judicature,' HCD, 8 March 1830, vol. 22 c1393.

そのような運動は、イギリスの日刊紙を含むメディアを介しイギリス政界にある程度知られるようになった。

1823 年以降のボンベイ最高裁の活動に関しては、イギリス国内の雑誌としては *The Asiatic Journal* (AJ) と *The Oriental Herald* が批判と擁護を繰り返していたが、そのような話題がイギリスの一般紙で報道される機会のごく限られていた。その最初の数年間に比較的大きく報道されたのは、ボンベイから国外追放された元新聞編集者が州政府等との往復書簡を日刊紙に提供した際や、³¹ボンベイ警察に関する最高裁判事の説示を巡る議論が一部の新聞で報道された程度だった。³²しかし 1828 年 2 月に、その前年に最高裁が出版ライセンス条例の登録を拒否したことが伝えられると比較的大きく報道され、³³その後インド人陪審員制度設立に向けた最高裁による調整作業もいくつかの新聞で大きく報道された。³⁴

1829 年 1 月下旬にはウエスト判事やチャンバース判事の急死が報道されたが、ボンベイから派遣された軍人が「ボンベイの健康状況」を伝えたと一部で報道されるなど、関心は後任人事に移りつつあった。³⁵しかし 2 月 5 日に *Morning Chronicle* や *London Evening Standard* がインド人 140 名ほどによる故ウエスト判事へのお悔やみの言葉を全文掲載すると、その報道は他紙にも広がった。³⁶

ウエスト判事に関しては 1826 年ごろより AJ において、彼の人格的問題を示唆するような批判記事が繰り返し掲載されていた。ボンベイ警察に関する説示への批判や、少額訴訟裁判所事務官罷免に関し同判事を批判する匿名の投書等が大々的に掲載されたほか、³⁷1827 年 3 月にはボンベイ最高裁による出版ライセンス条例登録拒否に関する記事において、同判事が 1823 年に就任して以降、法廷弁護士の停職や、新聞編集者の国外追放、ボンベイ警察に関する告発と、「毎年司法と行政の不和」が起こってきたと評された[‘The Bombay Press,’ AJ, March 1827: 311]。³⁸

そのような状況において、一般的な「謝辞」に似た形式をとりながらも、一定の緊迫感や故最高裁判事の人柄を伝えるボンベイ住民の謝辞がイギリスで報道されたことは、州政府の行動を不問に処し、さらに可能なら政治的に有利に利用したいと考える一部の動きを抑えるのに相当の役割を果たしたように見える。*Morning Chronicle* は 1830 年 1 月 11 日、ウエスト

³¹ ‘The Bombay Government and Mr. Fair,’ *Morning Chronicle*, 27 January 1825, p. 2.

³² ‘East India House,’ *London Courier and Evening Gazette*, 22 June 1826, p. 3; ‘East India House,’ *Morning Chronicle*, 22 June 1826, pp. 2-3; ‘Liberty of the Press in India,’ *Dublin Morning Register*, 1 February 1827, p. 2 他。

³³ ‘East Indies,’ *Morning Chronicle*, 16 February 1828, p. 2.

³⁴ ‘India,’ *London Courier and Evening Gazette*, 16 October 1828, p. 2; *Evening Mail*, 17 October 1828, p. 2; ‘India,’ *Limerick Evening Post*, 24 October 1828, p. 1; *Morning Chronicle*, 31 October 1828, p. 4.

³⁵ *London Courier and Evening Gazette*, 28 January 1829, p. 2; *Morning Post*, 30 January 1829, p. 3; *London Evening Standard*, 30 January 1829, p. 2; *Lancaster Gazette*, 7 February 1829, p. 1 他。

³⁶ ‘India,’ *Morning Chronicle*, 5 February 1829, p. 2; ‘Bombay Court of Judicature,’ *London Evening Standard*, 5 February 1829, p. 4; ‘India,’ *The Norfolk Chronicle*, 28 February 1829, p. 1 他。地方紙 *Norfolk Chronicle* は一面トップであった。

³⁷ ‘Police System at Bombay,’ *The Asiatic Journal*, June 1826, pp. 701-8; ‘The Case of Mr. Erskine of Bombay,’ AJ, April 1828, pp. 452-61; ‘The Case of Mr. Erskine of Bombay,’ AJ, June 1828, pp. 779-85; ‘The Case of Mr. Erskine of Bombay,’ AJ, July 1828, pp. 45-51.

³⁸ これら一連の出来事に関しては [長尾 2016a: 7-13] 参照。

判事の功績を紹介する半ページにわたる追悼記事を掲載した。³⁹

1828年10月1日にチャンバース判事の自宅で故判事へのお悔やみの言葉を読み上げたのは先述のバマンジー・ホルマズジーだった。⁴⁰読み上げられた内容は丁寧な英語のお悔やみであり、イギリス法に基づいた常設の裁判所であるボンベイ登録官裁判所が設立されてから29年間の間に多くのインド人が「非効率で不規則な司法」から救済されたことに感謝し、故判事を「有能で不屈、ひるまず、高潔」と評し、その死に対する悲しみを述べたものであった。そしてさらに「今、我々の意図が曲解されぬよう、彼の高潔な運営を我々が深く評価していることを示さなくては、義務や感謝を果たしていないことになる」と、お悔やみを述べる理由が説明された。

全体的には穏当なお悔やみ文であったが、最高裁のような「イギリス人の裁判所」に対しお悔やみを行うことが初めてであること等、一定の緊迫感を示す表現が加えられ、さらにAJを含めたインド関連のメディアで同判事に対し展開された中傷への実質的な反論が含まれていた。例えば先述のように事務官罷免事件は同判事の人格的問題を表すものとしてAJ等で大きく報道されたが、このお悔やみ文は、同判事が司法手数料を下げてインド人の中でも「貧しく、困っている人々」が司法に訴えられるようにしてくれたと述べ、事務官罷免の原因がインド人に対する手数料水増し徴収だったことを言外に含ませた。また同判事の死因が過労であったとする一方、同判事が独立と清廉をもって公務を執行したことで「私的な幸福の多くを犠牲にした」という表現が加えられた。⁴¹

このボンベイ富裕層のお悔やみ文がイギリス一般紙でも比較的大きく報道されたのは、それが丁寧に穏当な英語で書かれているだけでなく、ボンベイにおける状況の一定の緊迫感を伝えるものであったからと考えられる。最高裁判事二名の急死が伝わり、状況が不鮮明な中、両判事をより近くで見ていたインド人がAJの報道と大きく異なる意見を表明したことは一定の注目を集めた。また一方ではこのお悔やみ文は、ボンベイ富裕層の倫理観や英語能力、様々な宗教コミュニティをまたぎ団結して行動する能力をイギリスに伝えた。

グラント判事の抗議行動が長期化し、それに対する州政府の強硬な対応が繰り返され、さらにイギリスから州政府を支持する当局の決定が次々と伝えられる中で、ボンベイ商人層の不満感は高まっていった。ウエスト判事死去後のお悔やみに署名したのは140名程度だったが、1830年9月10日にグラント判事本国召還を受けて同判事の前で読み上げられた謝辞には4,400名の署名が添えられていたという。その背景には1828年10月13日のチャンバース判事の死去や同月15日のウエスト夫人の死去⁴²だけでなく、新任の最高裁判事が1829年12月に亡くなったことも関係したと考えられる。グラント判事の「生命の危機」という感覚が広がる中、ボンベイ住民の署名、請願運動は、グラント判事の助命請願運動的な様相を呈した。

グラントがカルカッタに到着した後の1830年12月2日、ボンベイではイギリス王に宛て、

³⁹ 'Annual Biography & Orbitalary-1930,' *Morning Chronicle*, 11 January 1830, p. 4.

⁴⁰ 'The Late Sir Edward West,' *AJ*, March 1829, p. 364.

⁴¹ この時に創設が表明されたウエスト判事記念奨学金は1832年5月、基金12,000ルピーの奨学金として創設された [*AJ* November 1832: 127]。

⁴² 夫人は亡くなる前に息子を死産し、2歳の娘だけが残された。

住民「3,000 名」が署名する、同元判事のインドにおける判事としての再雇用を求める請願書が作成された。その請願は、同元判事の行動が、ボンベイ以外に住むインド人が「無実の罪により投獄されている」という認識に基づいた良心による行動であるとし、さらに同元判事の判断が誤っていたとしても、インドの最高裁判事が置かれている状況の困難や、判事らの相談相手の欠如、また同元判事の尽力に対するインド人の感謝を考慮してほしいと訴えた。

この「王への請願」には、それまでの署名、請願運動に対し州政府などから向けられた批判を反映し、署名者が請願内容を理解していることを証明するためのグジャラーティー語、マラーティー語訳が添えられた。この請願自体はボンベイ住民の実利には直接つながらない内容だったが、イギリス国内紙で報道されたことでボンベイ商人の善良さや行動力をアピールする結果となった。⁴³このような 1828 年から数年間にかけてのボンベイ住民の善意から生じた署名、請願活動がイギリス一般紙で報道されたことは、1831 年 1 月にイギリス下院宛てに作成された請願がイギリス議会である程度尊重され、またその後ボンベイ富裕層が治安判事資格等を獲得したことにもある程度影響したと考えられる。

7 イギリス議会における 1831 年 1 月付「ボンベイ住民の請願」の扱い

1831 年 1 月にボンベイ住民がイギリス下院宛の請願を作成する以前に、その前年のイギリス議会における討議の内容はボンベイに郵便等で届き、また住民側でもこの問題に関する請願作成や署名運動の経験が蓄積されていた。先述のようにボンベイ富裕層はフォーブス商会関係者等を通じフォーブス下院議員らと連絡を取り合っており、イギリス議会の動向に関してもある程度情報を得ていたと考えられる。

1831 年 9 月にイギリス下院で読み上げられた「ボンベイ住民 4,000 名の請願」の内容の大部分は、それ以前にボンベイで披露されたお悔やみ文や謝辞にも含まれた内容だったが、1830 年のイギリス議会における議論への反論も含まれていた。議会におけるこの問題に関する討論は実際には最高裁司法権の範囲の問題に集中し、硬直的にイギリス法を適用しようとしインド人を傷つける最高裁と、インドにおける長い経験を基礎にインド人の「感覚に合った」司法を提供する東インド会社という論が繰り返され、州政府を批判する側は不利に立たされた。例えばインド経験のないある議員は州政府を強く擁護する下記のような演説を行った。

（エレンボロー卿の書簡は）ジョン・マルコム卿からの最高度に緊急の連絡への返信として書かれたのです。（中略）ジョン・マルコム卿は、判事の権限を拡大させようという新たな試みにより、インド人が最大級の苦痛や警戒に耐えているのを見かね、可能な限り早急に（エレンボロー卿に）書簡を送らなくてはならないと考えたのです。（中略）ボンベイ最高裁が試みたような介入を許すことほど、インド人の利益と幸福に強烈な悪影響を与えるものはないと私は断言します。（ボンベイ最高裁が行った）試みとは、管区都市からどれほ

⁴³ ‘Sir John Peter Grant,’ *Morning Chronicle*, 13 April 1831, p. 3; [‘Sir John Peter Grant,’ *AJ* June 1831: 111] .

ど離れている地域に住むインド人であっても（最高裁の）特定の手続きに従う義務があるとするものでした。⁴⁴

また討論の終盤において当時の内務大臣はやはり州政府の行動を支持し、以下のような演説を行った。

外国語で行われ、（中略）自身の慣習や宗教に反するとインド人が感じる司法に対し、インド人が愛着を抱けるはずがありません。遠方まで連れてゆくような、彼らが権威を認めない裁判所を彼らは好みません。インドにおいて最高裁が司法権拡大を主張したことは、全インド人に大きな警戒感を与え、行政政府も警戒させました。（そのような主張はインド人と）結んだ約束と反するからです。一方、地方裁判所は、インド人の信頼を得るにふさわしいもので、特にエルフィンストン氏の政権下で信頼を得ました。（中略）これらの裁判所はインド人の偏見（*prejudices*）に配慮した司法原理で運営されており、より緩やかに彼らを我々の法に順応させています。最高裁の行動はこれらの裁判所の評判を悪化させる傾向がありました。⁴⁵

また 1831 年 9 月 1 日に下院でマルコムは以下のように同社による司法を弁護した。

イングランドとインドとは全く違うということを下院には想起していただきたい。（中略）文明の最高段階にあるイングランドでは、住民の多様な利益を守るため永遠に法を増やし続けなくてはなりません。しかしそのような成文法がインドの人々の素朴な習慣やより限定的な関心に適していると考える人がいるのでしょうか。そのような試みに対し、私は確かに不賛成を唱えたい、今後も永遠にそうしなくてはならないと考えています。⁴⁶

確かに先述のように最高裁法廷内で用いられる言語は英語であり、その審議や判決文は高度な法律用語を用いる難解なものであり、その内容を完全に理解しえたインド人は当時インド西部にいなかったと考えられる。またその後のインドの司法制度改革を巡る議論においては、イギリス法を基礎とする司法ではインドの高等教育機関卒業生を採用できないという議論も出た。

しかし上記の「イギリス法で運営される最高裁」と「インド人の法や慣習を理解して運営される東インド会社の裁判所」という二項対立は、この時期のインド西部における司法の実態と大きく異なるものであった。当時、州政府運営の地方裁判所は、法学や司法の専門的トレーニングを受けない文官が逐次判断して判決を下すものであり、厳密なイギリス法による運営ではなかったが、「インド人の感覚に適した」というよりも多分に恣意的なものだったようである。また司法権は必ずしも全ての住民をそのもとに置くものではなく、例えば最高裁の司法権内にあるボンベイ島においても、インド人コミュニティー内の紛争は長年パンチ

⁴⁴ 'East India Company's Charter,' HCD, 9 February 1830, vol. 22 cc284-5.

⁴⁵ 'Bombay Judicature,' HCD, 8 March 1830, vol. 22 c1389.

⁴⁶ 'Administration of Justice in India,' HCD, 1 September 1831, vol. 6 c969.

ヤーヤトで調停されており [Edwardes 2001: 221]、最高裁がインド人同士の民事裁判を行うのは原告と被告の双方が希望した場合に限られた。また最高裁において必ずイギリス法を基礎としたのは刑事裁判に限られ、インド人の相続や継承、インド人同士の取引に関する民事裁判は「インドの法と慣習」を基準としていた [‘Sir John P. Grant,’ *AJ*, February 1831, p. 84]。

1831 年 1 月 25 日付で作成された「ボンベイ住民 4,000 名の請願」は、その二項対立が虚偽であることを強く訴えるものであった。請願は、州政府運営の裁判所が決して住民に愛されていないことを強調した。

(ボンベイ州で執行される) 刑事法は、(中略) 文言があいまいで、インド人の行動を細かく制約しすぎます。罰金か禁固刑、もしくはその両方を含む容赦ない恣意的な刑罰が多く、禁固刑から罰金刑への減刑が延々繰り返されます。真実性の判断はイギリス人判事に任せられ、被告がどういう人物か判事個人には実質的に確認できません。そして判事には、その刑事裁判権に服する人々への共感がないのです。

請願はさらに、州政府運営の裁判所の判事に、職務を執行するための知識がかけているのは制度的な問題でもあると、下記のように主張する。

文官職の一つの省から別の省への異動が頻繁すぎて、判事として必要な知識を獲得できないのです。あるときはボンベイで大臣の職にあり、またある時は地方で司法省の職にある。またある時には地方で徴税官 (Collector) をしていて、またある時は外交省にいる。現在のボンベイの高等民事裁判所 (*Sadr Divani Adalat*) と高等刑事裁判所 (*Sadr Foujdari Adalat*)、つまり民事と刑事における最上級裁判所の主任判事は、主任判事に就任する前は司法省に一度も在籍したことのなかった紳士です。⁴⁷

1818 年に急激に領土が拡大したボンベイ州には、経験の浅い新任の人材が多数イギリスから投入される一方、専門化が進まず、多様な職務につくことが一般的であった。

請願はさらに、州政府管轄の裁判所判事が必ずしも善意で職務を執行していないと指摘する。

このようなシステムの欠陥は、(中略) 判事が善行を心がけていても存在するものです。しかし真実においては、このような判事らこそが悪の主要な担い手なのです。特に、無実の罪によるインド人の投獄はそうです。そしてこのような不正は、被害を受ける者の感情、さらにインド人コミュニティの感情に対しあからさまに無関心におこなわれるのです。

請願は最高裁により救済された「無実の罪」の被害者挙げ、そのような被害者の一部がターナやプーナ等ボンベイ市外の住民であることを指摘した。

⁴⁷ この点に関しては後の演説で、指摘された職が「名誉職」であるとの反論がなされた。

請願はまた、最高裁がインド人の「宗教的教義や儀礼、行事、風習や慣習に事細かく従い手続きや命令を行」っているとし、さらに裁判所の最も重要で基本的な機能は、住民の宗教や慣習にかかわらず果たせることを強調し、最高裁がイギリス法を基礎とすることでインド人を害しているという主張の欺瞞を指摘した。

カルカッタにおける半世紀の経験、マドラス、ボンベイにおける四半世紀の経験により、生命や財産、人格、個人的自由は、インド人の宗教や風習、慣習を傷つけることなく王の裁判所で保護することができるということが証明されてきました。(中略)判事の仕事が、その司法権のもとにある人々の宗教や風習、慣習を傷つけなくては執行できないとしたら、人間はどんなにみじめなことだったでしょう。

請願はさらに、東インド会社の専制自体の問題に触れる。同社から独立した組織である最高裁の権限をボンベイ島外に拡大することにより、その専制に対し一定のチェックが働くことに請願は期待を示す。

公的な権威を行使する個人によるインド人に対する加害、民事的な加害行為、および犯罪はすべて最高裁の司法権に服するとされています。⁴⁸しかしこのような法はほとんど死文化しています。管区都市やその周辺を除き、これらの法は知られていません。ですから、どのような法がインド人の状態改善のため制定される場合においても、上記の法が真に有効となるような効果的な対策を取ってくださるよう真摯に嘆願いたします。⁴⁹

1828年の人身保護令状騒動の背景には、インドの間に期待が生まれつつあった最高裁に失態を演じさせ、それを口実に最高裁の権限を制限し、東インド会社の独立を維持、拡大しようという意図があった。その中では、インドに関し無知で、無自覚にインド人を傷つけインド統治を危うくする最高裁と、インド人を理解し、インド人に支持される東インド会社という二項対立がつくられ、その根拠として、プーナのサルダールへの人身保護令状発行という事件が人為的に作り出された。⁵⁰東インド会社は、イギリス人から見ても難解に見えるイギリス法をインド人が理解できるはずがないという点を強調し、それを利用してインド統治における、最高裁に対する州政府の優位を主張したが、その中で、東インド会社の専制自体がもたらす問題は巧妙に隠された。インド経験が実際には必ずしも長くない、専門的トレーニングを積まない文官による恣意的な司法と刑罰は、その専制の問題を端的に表したと考えられる。

⁴⁸ 特許状等によりボンベイ最高裁の司法権は、州内全域のイギリス人や、州内全域の東インド会社やイギリス人に雇用されたインド人に及ぶとされた。このような規定が制定された背景には、同社職員等によるインド人に対する暴力や犯罪を抑える意図があったとされる。

⁴⁹ ‘Administration of Justice in India,’ HCD, 1 September 1831, vol. 6 cc961-6.

⁵⁰ [長尾 2016b] 参照。

この 1831 年 9 月にイギリス下院で読み上げられたボンベイ住民の請願の内容は、1833 年特許状やその後のインド統治改革にある程度反映されたように見えるが、その一方で、この請願に対しては東インド会社関係者等から激しい批判が噴出した。

この請願の直後に自身を弁護する演説を行ったマルコムは、この請願が「管区都市の住民」の意見であり、「内陸」に関する無知から生じたものだと主張した。

もしこのようなことが請願署名者らの意見だとしたら、それは明らかに無知によるもので、また他のインド人に共通されていないものです。(中略) 最高裁の管轄である管区都市の住民は、服装や言語以外のすべてにおいて、管区都市以外の町や村に住むインド人と違うのです。

この後マルコムは 1830 年 9 月 17 日に自身のダルバールでプーナのサルダール層が提出したという「請願文」を読み上げた。⁵¹

この後 AJ 等で展開された上記の請願に対する批判は、インド国内の地域性を奇妙にも無視するものであった。同誌では 1832 年に、デカン勤務経験のある軍人が「東インド委員会」で行った証言や、同委員会にラムモーハン・ロイが提出したベンガル州の司法に関する叙述が大々的に報道され、それらの内容が上記の請願の「虚偽性」を証明するものだという論が展開された [‘Bombay Petitions,’ AJ, October 1832: 157-60]。同社は当然、ボンベイにおける署名、請願活動の中心となった人々にグジャラート出身者が多く、また彼らの取引関係や関心の中心がデカンやベンガル以外の地域にあったことは熟知していたはずであるが、1833 年特許状において同社の独立性を守るという政治的目的のもと、同社が編集する雑誌という公的な性質を持つメディアで、疑わしい論理を用いて請願者に対する中傷を行ったのである。

8 1833 年特許状とベンティンク改革における東インド会社監視強化

1833 年特許状改定およびその後のベンティンク改革は、東インド会社によるインド統治の姿をおおきく変え、結果的に 1823 年から 30 年までボンベイで続いた州政府と最高裁の「対立」の再発を許さない形態となった。

中央集権化によりイギリス本国によるインド統治機構監視が強化される一方、インドにおける出版の自由化が行われ、またインド人の官職への雇用拡大を理由とした英語教育拡大等により、結果として教育を受けたインド人がメディアを通じ政府を監視し、さらにその内容がイギリスで認知される基礎が作られた。

またインドの司法、警察制度の状況を調査する「インド法委員会」が設立され、ボンベイ住民がイギリス議会で訴えた内容も含め、インドの司法の現状について調査がなされることになった。その後の改革は、ヘイルブリ・カレッジによる東インド会社文官の教育水準向上とあわせ、行政や司法の質の向上や、インド司法、警察制度の均一化にある程度貢献したと考えられる。

⁵¹ ‘Administration of Justice in India,’ HCD, 1 September 1831, vol. 6 cc968, 970-1.

さらに、条例制定における州政府と最高裁の権限が共にはく奪され、立法作業がインド総督のもと新設された立法参事会に一元化されたことで、1827年にボンベイ最高裁が出版ライセンス条例の登録を拒否したような「問題」再発は起こり得なくなった。

ボンベイ最高裁の一連の行動は、インド人にイギリス法を施行することにより起こりうる諸問題も浮き彫りにしたと考えられる。その後マコーレーにより編纂がすすめられた「インド刑法典」等の法典は、「イギリス人にもインド人にも平等に適用される」法典編纂を目指したものであった。このような法典の編纂はインドにおいてイギリス法とインド法とが併存する問題のおおくを軽減したと考えられるが、1883年イルバート法案論争に代表されるように、イギリス人とインド人の間の司法の問題はその後長く大きな政治問題であり続けた。

署名、請願運動の中心となったボンベイ商人層もまた一連の改革の影響を受けた。州政府の財政権がはく奪されたことにより、実質的な権力は地理的に遠ざかったが、その後、独自財源を求めた州政府が市税に注目し「地方自治」を訴えたことにより、ボンベイ富豪層は市政運営において新たな権限を獲得することになった。1845年設立のボンベイ衛生局や、1865年設立のボンベイ都市自治体は、ともに非常に限定的とはいえ、ボンベイ商人層にとり新たな政治的活躍の場となった。

「インド法委員会」の設立は、ボンベイ住民のイギリス議会への請願内容をある程度反映した動きと考えられるが、その改革後も司法制度への不満は住民に残り、1852年のボンベイ協会のイギリス議会への請願にも司法制度改革要請が盛り込まれた。

ボンベイ州政府と最高裁の対立を通じ、全体的な穏健さや善意、英語能力や行動力をイギリス政界に示すことに成功したボンベイ富豪層は、大陪審員資格や治安判事資格、さらにその後のボンベイ市政に参加する特権を手に入れたが、1833年特許状改定は、ボンベイ富裕層にとり良いことばかりではなかった。東インド会社の中国貿易独占権が廃止されたことによりボンベイの貿易額は急増したが、同時にイギリス企業等の参入で競争が激しくなった。また公務員への贈り物の授与ができなくなり、贈り物や接待を通じインド人に好意的な役人を育てるという東インド職員との関係も次第に変質した。また強力に中央集権的な植民地統治体制のもと、インド統治への関心が希薄なイギリスの議員や有権者に働きかけるという新たな困難にも植民地期を通じ直面することとなった。

9 おわりに

第三次マラータ戦争終結後にインド西部に出現した広大な東インド会社領は、ボンベイ住民の記憶にないほどの強大な軍事的専制国家だった。さらに1828年から31年の間に行われた署名、請願運動を通じ、住民は、遠方に住むインドを直接知ることのない人々が統治政策の根幹を決定するという植民地支配の問題に直面した。1833年前後のインド統治改革は、同社による専制をある程度抑える仕組みをインドとイギリス双方に作ったが、この頃ボンベイ住民が目当たりとした軍事的専制や植民地統治の問題は、植民地期を通じ完全には解消しなかった。

先行研究は1823年から31年にかけての「司法・行政対立」がボンベイ住民に直ぐに忘れ去られたとしたが[Drewitt 1907: 319-20]、実際にはそれが住民の間で記憶されていたことを

示す史料は多い。⁵²また 19 世紀を通じボンベイのエリート層は、この時期に明白となった専制や植民地支配のもたらす脅威を意識し続けていたように見える。1830 年 9 月にイギリス議会で読み上げられたボンベイ住民の請願には、インド社会を強く、団結したものにしてゆかなくてはならないという意思表示も含まれていた。⁵³そのような「インド社会強化」の努力は、高等教育機関や技術教育機関の設立、メディアや現地語出版物のパトロン活動、綿工業等の各種近代工業の設立、ダダバーイー・ナウローズジーやフィローズシャー・メヘターらのイギリスにおける政治活動や留学の支援、インド国民会議派運動に対する慎重ながら多様な支援にも現れた。

インド統治政策決定における強大な官僚組織の影響力に対抗するため、宗教、民族、地域を超えて、一つの声を発しなくてはならないという意識は、1880 年代までにインド全域の英語教育を受けたエリート層の間で共通のものとなったようである。ボンベイ州における穏健派民族主義運動もまた、シンドやグジャラート、デカン、カルナータカ、ボンベイという多彩な地域の出身者がともに協力し政治活動を行う基盤を構築した。地域全域を支配する専制国家や植民地支配の問題は、ボンベイにおいてごく初期から認識され、その後の政治、経済、社会、教育等様々な分野における人々の活動に影響を与えた。

参考文献

文書史料

EP: Lord Ellenborough Papers (National Archives, UK)

WBP: Lord William Cavendish Bentinck Papers (University of Nottingham)

同時代定期刊行物

AJ: *The Asiatic Journal*

OH: *The Oriental Herald*

イギリス議会議事録

HCD: House of Commons Debates (*Hansard*)

HLD: House of Lords Debates (*Hansard*)

⁵² 例えば *Prabhakar* の報道や [Naik 1999: 70]、グジャラーティー語伝記史料の記述 [Vachha 1874; 87]、C・H・セタルワードの伝記の記述 [Noorani 2010] 等。

⁵³ ‘Administration of Justice in India,’ HCD, 1 September 1831, vol. 6 cc965-6.

図書資料および二次文献

British Parliament, 1782, “First Report from the Select Committee, Appointed to Take into Consideration the State of the Administration of Justice in the Provinces of Bengal, Bahar, and Orissa.”

Drewitt, F. Dawtrey, 1907, *Bombay in the Days of George IV: Memoirs of Sir Edward West*, London: Longmans.

Edwardes, S. M., 2001, *The Gazetteer of Bombay City and Island*, vol. 2, New Delhi: Cosmo.

Hynes, Douglas E., 1991, *Rhetoric and Ritual in Colonial india: The Shaping of a Public Culture in Surat City, 1852-1928*, Berkeley: University of California Press.

Malcolm, John, 2014, *Malcolm: Soldier, Diplomat, Ideologue of British India*, Edinburgh: Birlinn.

Naik, J. V., 1999, ‘Bhau Mahajan and his Prabhakar, Dhumketu and Dnyan Darshan: A Study in Maharashtrian Response to British Rule,’ in N. K. Wagle (ed.), *Writers, Editors & Reformers: Social and Political Transformations of Maharashtra 1830-1930*: New Delhi: Manohar, 1999, pp. 64-81.

Noorani, A. G., 2010, ‘Closing Down a Court,’ Frontline (Posted in Constitution, Judicial, Legal Archives by NNLRJ India on 27 Feb 2010) < <https://indialawyers.wordpress.com/category/legal-archives/> (2016年2月20日参照) >

Shethana, Barajoraji Kavashaji, 1924, *Shethanana Kutumbano Tunk Heval ane Veshavali*, Mumbai. (Gujarati)

Vachha, P. B., 2012, *Famous Judges, Lawyers and Cases of Bombay*, reprint edition, New Delhi: Universal (first edition 1962) .

Vachha, R. F., 1874, *Mumbaino Bahar*, pustak 1, Mumbai. (Gujarati)

Zastoupil, Lynn, 2010, *Rammohun Roy and the Making of Victorian Britain*, Palgrave Macmillan.

長尾明日香、2016a、「植民地体制形成期の管区都市と政治（1）－1820年代ボンベイにおける『行政・司法対立』－」（INDAS ワーキングペーパー）。

長尾明日香、2016b、「植民地体制形成期の管区都市と政治（2）－人身保護令状とインド人の「意見」－」（INDAS ワーキングペーパー）